熊本県文化財保存活用大綱（素案）の概要

第１章　大綱の位置付け等

1　大綱策定の経緯と目的等

文化財保護法改正（H30.6）

「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができる」（法第183条の2）

2　大綱の対象期間

10年間

大綱策定の目的

熊本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、各種の取り組みを進めるうえでの共通の基盤とするため「**熊本県文化財保存活用大綱**」を策定する

策定における視点

・人口減少社会への備え
・文化財保護に係る危機感の共有
・災害への対応
・文化財の保存と活用のバランス
・保存・活用に係る人材育成
・県と市町村の役割分担と連携のあり方

第２章　大綱策定の背景と熊本県における文化財保護行政の現状

1　社会的背景

2　文化財保護行政の現状

・専門職員の不足
・文化財行政予算が厳しい
・文化財への関心低下や保護意識の希薄化等の新たな課題への対応
・文化財を保管する施設の不足
・(市町村)専門職員の技術向上の機会が少ない
・(市町村)文化財の観光面活用への戸惑い

第３章　文化財の保存・活用に関する基本的な方針

基本的な方針

文化財が地域をつなぎ、文化財を通して世代、地域、国を超えて人々をつないでいくことで、人々が文化財の大切さを共有するとともに、地域の活力を生み出し地域全体で守る意識を高め、文化財を次世代につないでいく。

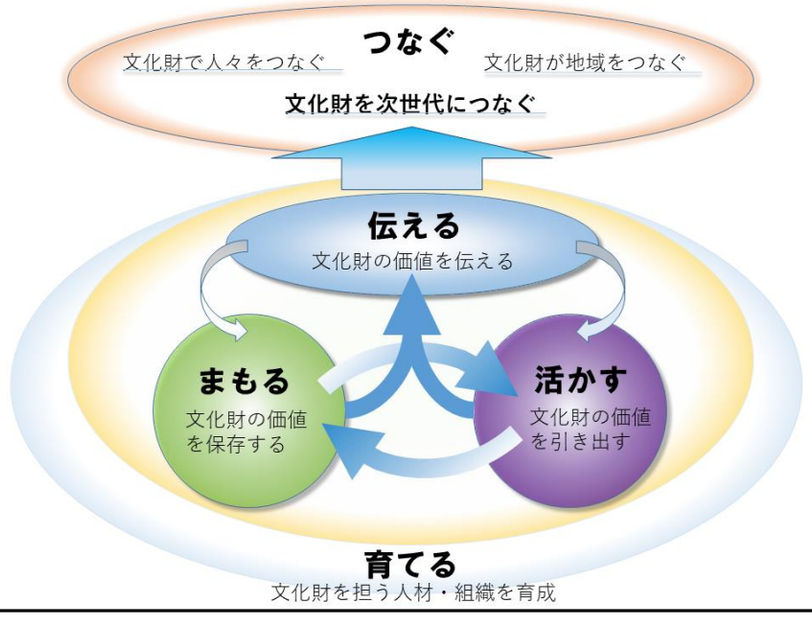

第４章　文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

県が自ら取り組むこと

文化財を まもる

地域全体で文化財を守る意識を高め、確実に保存し、次世代につなぐ

○文化財を「まもる」意識の醸成
・地域住民や子どもたちが文化財は地域の誇りでありそれを守りたいという意識醸成の取り組みを推進
○指定等による保護措置の推進
○文化財に関する悉皆調査の実施
・文化財悉皆調査の実施　・データベース化
○三次元計測等による文化財情報の記録作成
○災害等への備え・防災マニュアル活用　・協力体制構築
○無形民俗文化財の保存・継承に関する取り組み
○文化財保存のために必要な施設の設置
○未指定文化財の保存の取り組み

文化財を 伝える

文化財に触れ、知る機会を作りだし、文化財への関心を高め、その価値を伝える

〈文化財への関心のすそ野を広げる取り組み〉
○文化財に触れ、知る機会の創出
・展示、公開　・講座、シンポジウム等開催
○文化財の情報発信の推進
・ホームページやSNS等による情報発信　・多言語化
〈文化財を次世代に伝える取り組み〉
○子どもたちや地域住民に文化財価値を伝える取り組み
・学校教育との連携　・地域での学びの推進
○文化財所有者に対する保護意識醸成の取り組み
・文化財価値の理解促進　・所有文化財の公開推進

文化財を 活かす

文化財の価値を引き出し、文化財を活用して豊かな心を育み、地域の活力を生み出す取り組みを進め、次世代につなぐという意識を高める

○学校教育・社会教育と連携した文化財の活用
・子どもたちや地域住民を対象にした活用の推進
○文化財で地域の活力を生み出す取り組み
・地域の活力を生み出す文化財の活用に係る知識と情報を蓄積し市町村へ伝達
○文化財活用事例の収集と情報提供
○活用における広域連携の推進
○観光・まちづくり等における他部局等との連携強化
○３D、AR、VR等のデジタル技術の活用の推進

人・組織を 育てる

文化財を守り、活かし、伝えるための人材確保と能力向上を推進する

○文化財各分野の専門性の強化及び組織体制の充実
・バランスの取れた文化財専門職員の配置
・組織体制の充実
○文化財専門職員としてのスキルアップ
・研修受講等による専門能力のスキルアップ
○庁内関係部局との連携推進
・観光、まちづくり部局等との連携推進
○次世代の文化財保護を担う人材の育成
・共同事業等を通じた大学生等の若い人材の育成推進

市町村への支援

第５章　県内の市町村への支援の方針

県から市町村への支援

文化財を まもる

・文化財を「まもる」意識醸成のための出前授業や体験学習、講座等のノウハウの伝達
・文化財の指定等に向けた調査への助言及び国指定等に向けた文化庁との調整
・三次元計測や古墳カルテ等による文化財情報の記録作成方法の伝達
・市町村が実施する文化財修理・調査等事業に対する技術的な助言
・文化財保存活用地域計画等の計画策定支援

文化財を 伝える

・文化財の展示公開、発掘調査現場の現地公開、文化財３Dデータ等の公開に関するノウハウの伝達
・ホームページやSNSを用いた県内の文化財に関する情報の効果的な発信
・出前授業や各種講座等、子どもたちや地域住民等に文化財の価値を伝え、文化財を次世代に伝える取り組みのノウハウの伝達

文化財を 活かす

・研修等を通して文化財活用及び全国の活用事例等を市町村に伝達
・子どもたち向けの文化財活用事例の情報提供
・文化財活用事例集及び各種助成等の支援メニュー一覧の作成
・地域の活力を生み出す文化財の活用に関する研修、ワークショップ、講演会の機会提供

人・組織を 育てる

・文化財保護に関する市町村職員向け研修の充実及び意見交換会の実施
・文化財専門職員未配置の市町村において文化財保護業務に支障が生じる場合、専門職員配置の検討を前提に一時的に県が支援
・文化財保護の取り組みに向けた広域連携推進（保存・活用面及び組織面）への支援

第６章　防災及び災害発生時の対応

平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨の経験に基づいた対応を実施

平時における災害への備え
・文化財の所在及び所有者の把握　・記録作成　・災害リスクの把握と周知　・防災対策促進

災害発生時の対応
・情報収集と関係機関への報告　・緊急的な保護対策　・被災文化財の救出　・職員派遣

復旧期の対応
・災害復旧方法の検討　・補助金の活用等　・埋蔵文化財発掘調査支援・情報発信

第７章　文化財の保存・活用の推進体制

文化財を「まもり」、「活かし」、「伝え」、人・組織を「育てる」ために様々な組織が連携し、文化財の保存・活用の取り組みを進める。